市民税・都民税の申告期限が近づいています

平成27年度の市民税・都民税（住民税）の申告期限は3月16日（月）です。例年、期限間際になると受付窓口が混雑しますので、早めに申告してください。

なお、勤務先から小平市に給与支払報告書が提出されている方、税務署に所得税の確定申告をした方、同居同世帯の親族の扶養になっている方は、住民税の申告は必要ありません。

※申告書は、東部・西部出張所、動く市役所、郵便または信書便による送付でも受け付けています。

申告が必要な方

平成27年1月1日現在、市内在住で次の要件に該当する方は、申告が必要です。

▽給与所得者で、小平市へ給与支払報告書を提出しない事業所に勤務している

▽年末調整された給与以外に、20万円以下の所得がある

※20万円を超える方や年末調整を受けていない方は、税務署に所得税の確定申告をしてください。

▽平成27年1月1日現在、市内に事務所、事業所または家屋敷がある

▽所得が公的年金等に係る雑所得のみで、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除の適用を受ける

▽公的年金等に係る雑所得以外の所得がある（公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円を超える方は、税務署で所得税の確定申告が必要）

▽平成26年中に収入がなかった（非課税証明書の発行や国民健康保険税算定などの基礎資料になりますので、申告書裏面の「収入がなかった方の記入欄」に必要事項を記入のうえ、申告してください）

申告の相談

とき　3月16日（月）までの月曜～金曜日　午前9時～11時30分、午後1時～4時

ところ　市役所2階201会議室

問合せ　税務課市民税担当☎042（346）9522・9523

引っ越しのごみは、計画的に出しましょう

引っ越しの際は、まだ使えるものでも処分を考えることが多いと思います。捨てる前に、周りに必要としている方がいないか声をかけてください。市では、「生活用品交換コーナー」を設置して、譲りたい方と譲ってほしい方の橋渡しをしています。ごみ減量のためにご協力をお願いします。

◆処分する際の注意点

一度の収集に出せるごみ、資源物の量は、1世帯につき5袋までです。なお、燃えるごみ、燃えないごみの清掃工場への持ち込みはできません。

◆粗大ごみの申込み方法

電話申込み　小平市粗大ごみ受付センター（☎03（5715）1774（月曜～土曜日（年末年始を除く）の午前8時30分～午後6時））

インターネット申込み　小平市ホームページから申込み（メンテナンス時を除き、随時受付）

※粗大ごみ受付センターの混雑時でもスムーズに申込みができます。

※申込み品目にない粗大ごみは、電話で小平市粗大ごみ受付センターに申込みをしてください。

※申込みが完了すると、収集開始日や手数料などについての「お知らせメール」を送信します。

窓口申込み　ごみ減量対策課（市役所4階）へ

リサイクルきゃらばん

廃食油、未利用食品も新たに回収

限りある資源をむだにせず、有効に活用するため、回収品目を拡大して実施します。

とき　3月26日（木）　午後1時30分～3時30分　雨天実施

ところ　小平市リサイクルセンター（小川東町五丁目19番10号）

内容　▽小型家電の回収…携帯電話、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器、卓上計算機、ACアダプターほか（粗大ごみに当たるものは不可）

▽陶磁器食器の回収…茶わん、皿（割れた物も可、汚れたものは洗ってください）

▽紙パック交換…1㎏の紙パック6枚とトイレットペーパー1個との交換（1人2個まで）

▽雑貨交換…まだ使えるおもちゃ、ぬいぐるみ（30㎝以内）、育児用品とポケットティッシュや菓子との交換

▽古布類の回収…かばん（キャスター付、ハードケース、ランドセル、エコバッグは不可）、手袋、ネクタイ、ベルト

▽廃食油…未使用可、ラードやバターなどの動物性油不可、食用以外の油不可

▽未利用食品…缶詰、インスタント・レトルト食品、パスタなどの乾物、コーヒー、茶、調味料ほか

※未開封で包装や外装が破損していないもの、賞味期限が明記されて、またそれが1か月以上先のもの。生鮮食品不可、瓶詰め食品不可。

※いずれも事業系のものは不可。

※回収できないものは、お持ち帰りください。

主催　小平市ごみ減量推進実行委員会、小平市

問合せ　ごみ減量対策課☎042（346）9535

東村山税務署

確定申告は3月16日（月）までに

医療費控除の追加などの理由で、所得税および復興特別所得税の還付を受けるときは、確定申告が必要です。

市民税・都民税の申告では、所得税および復興特別所得税の還付が受けられません。税務署に確定申告書を提出してください。

◆申告書の提出・納付期限

▽所得税および復興特別所得税・贈与税…3月16日（月）まで

▽個人事業者の消費税および地方消費税…3月31日（火）まで

◆申告の注意点

▽期限間際は税務署の窓口が混雑するため、早めの申告と納税をお願いします

▽申告書は、郵便または信書便による送付でも提出できます（申告書などの控えに税務署の収受印が必要な方は、ボールペンで記入した控えと切手を貼った返信用封筒を同封）

※税務署への申告書や申請書、届出書は信書に該当しますので、郵便または信書便で送付してください。この場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなすことになります。

◆申告の相談

税務署では申告書作成会場を設け、確定申告書の書き方などのアドバイスを行っています。

◆インターネットで申告書を作成

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、税務署提出用の申告書の作成や、電子申告ができます。

HP **検索**　確定申告

◆納税は振替納税で

所得税および復興特別所得税、消費税などの納税には、振替納税をご利用ください。振替納税の手続きは申告期限までとなります。

問合せ　東村山税務署（〒189－8555　東村山市本町1－20－22）☎042（394）6811

けやきスタンプカードは7月末日で終了します

6月1日から、小平ベリースタンプカードが始まります。市内参加店舗を利用すると百円につきポイントが加算され、3百ポイント集めると特典を受けられるスタンプカードです。

それに伴い、今まで市内店舗でご利用いただいていたけやきスタンプカードは、7月末日で取り扱いを終了します。金融機関への預金は5月末日までです。早めにご利用ください。

問合せ　小平けやきスタンプ会事業協同組合☎042（345）5355、小平商工会☎042（344）2311

暮らしの中の園芸講座

障害者福祉センターでは、暮らしの中で楽しく生かせる園芸講座を開催します。

自宅に飾る、春をイメージした寄せ植えを完成させます。

とき　3月19日（木）　午前10時30分～正午

ところ　障害者福祉センター（小川西町五丁目25番15号）

費用　材料費5百円

対象　市内在住の方

定員　10人

内容　寄せ植えの作り方、作品制作ほか

講師　小川裕明さん（小川農園）

※汚れてもよい服装で軍手を持参。

申込み　3月13日（金）まで（土曜・日曜日を除く）の、午前9時から午後5時までに、障害者福祉センターへ（先着順）☎042（343）4976

公開講座

◆津田塾大学交流館プログラム

▽春休み講座　こども英語クラブ

とき　3月26日（木）～4月1日（水）（土曜・日曜日を除く）　午前クラス…午前10時30分～正午、午後クラス…午後1時30分～3時30分（途中10分休憩）　各全5回

ところ　小平キャンパス

費用　7千円

対象　新小学5・6年生、新中学1年生

定員　各12人

申込み　津田梅子記念交流館事務室へ☎042（342）5146、FAX042（342）5109

小平市国際交流協会

◆英会話教室　前期受講生募集

外国人講師による英会話クラスの受講生を募集します。

日程　左表のとおり

4月開講　英会話教室前期　日程

クラス名	とき・費用	対象ほか	定員
初級	4月16日～7月23日の木曜日（4月30日、5月7日を除く）　午後1時30分～3時　15,600円	英会話の勉強が初めての方、または何年も英語に触れていない方。英語で話すことに慣れることから始めます	14人（最少催行8人）
初中級	4月16日～7月23日の木曜日（4月30日、5月7日を除く）　午前10時30分～正午　13,000円	簡単な英会話のできる方、または英会話教室に1・2年通った経験のある方	18人
中級	4月15日～7月22日の水曜日（4月29日、5月6日を除く）　午後1時～2時30分　13,000円	英語で日常的なコミュニケーションのできる方、または英会話教室に3年以上通った経験のある方	18人
上級	4月16日～7月23日の木曜日（4月30日、5月7日を除く）　午後1時～2時30分　13,000円	英語で自分の言いたいことをある程度表現できる方、または海外での生活や英語を使う業務についたことのある方	18人
シニア初中級	4月15日～7月22日の水曜日（4月29日、5月6日を除く）　午後2時40分～3時55分　11,700円	60歳以上で、簡単な英会話ができる方、または英会話教室に1・2年通った経験のある方	18人
シニア中級	4月16日～7月23日の木曜日（4月30日、5月7日を除く）　午後2時40分～3時55分　11,700円	60歳以上で、英語で日常的なコミュニケーションのできる方、または英会話教室に3年以上通った経験のある方	18人
トラベル月曜	4月13日～7月13日の月曜日（5月4日を除く）　午後3時10分～4時40分　13,000円	海外旅行で使う基礎的なフレーズや単語を学び、海外でのコミュニケーション力を身に付けます	18人
トラベル木曜	4月16日～7月23日の木曜日（4月30日、5月7日を除く）　午後3時10分～4時40分　13,000円	海外旅行で使う基礎的なフレーズや単語を学び、海外でのコミュニケーション力を身に付けます	18人
夜間初中級	4月16日～7月23日の木曜日（4月30日、5月7日を除く）　午後7時30分～9時　13,000円	簡単な英会話のできる方、または英会話教室に数年通った経験のある方	18人
夜間中上級	4月13日～7月13日の月曜日（5月4日を除く）　午後7時30分～9時　15,600円	英語で日常的なコミュニケーションのできる方、英語を使う生活や業務の経験のある方	14人（最少催行8人）

※全13回。受講料とは別に賛助会費（2,000円）・テキスト代が必要です。内容など詳しくは、お問い合わせください。

官公署だより

使用しないバイクなどは4月1日までに廃車手続きを

バイクなどにかかる軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。使用しない車両や使用不能な車両をお持ちの方は、4月1日（水）までに廃車の手続きをしてください。

◆次の窓口で手続きを

▽百25cc以下の二輪車…税務課（市役所2階）

▽百25cc を超える二輪車…東京運輸支局多摩自動車検査登録事務所☎050（5540）2033

▽軽三輪・軽四輪車…軽自動車検査協会多摩支所☎050（3816）3104

シルバー人材センター

◆新入会員説明会

シルバー人材センターでは、市内在住の原則として60歳以上で働く意欲のある方の入会をお待ちしています。定年退職後など、今までの知識や経験を生かして第2の人生を見つけてみませんか。

とき　原則第1水曜日、第3金曜日　午前9時30分から

ところ　小平元気村おがわ東第一会議室（小川東町四丁目2番1号）

持ち物　年度会費2千円、印鑑、郵便局貯金通帳、生年月日・住所が確認できる書類

※詳しくはお問い合わせください。

※当センターでは清掃などの仕事を引き受けます。家庭や事業所などで困っていることがありましたら、ご相談ください。

問合せ　小平市シルバー人材センター☎042（344）2120

問合せ　税務課庶務担当☎042（346）9521

小平消防署　高めよう　地域防災力

震災など大規模災害が発生した場合には、消防をはじめとした行政機関だけの対応には限界があります。災害時における活動は、災害が起きたときにすぐにできるものではなく、日頃の訓練などを通じて初めて成果を発揮できるものです。町会、自治会などで行われるまちかど防災訓練などに積極的に参加し、防災行動力を高めましょう。

問合せ　小平消防署警防課防災安全係☎042（341）0119

シリーズ　行政コストの公表

一部事務組合への負担金②　多摩六都科学館

市では６つの一部事務組合へ負担金を支払っています。今回は、平成25年度に開館20周年を迎え、過去最高の入館者数を記録した多摩六都科学館についてお示しします。

多摩六都科学館組合は、５市で構成されており、指定管理者制度を導入するなど効率的な運営に努めています。

各市の負担金額と構成比は次のとおりです。

区分	平成25年度負担金額※1	構成比
小平市	8,810万円	23.5%
東村山市	6,967万円	18.6%
清瀬市	4,820万円	12.8%
東久留米市	6,900万円	18.4%
西東京市	1億3万円	26.7%
合計	3億7,500万円	100.0%

過去５年間における５市の負担金額合計および入館料などの利用料収入を、それぞれ入館者１人当たりに換算した結果は次のとおりです。

年度	負担金額※1	入館者数※2	入館者1人当たり負担金額（5市の公費負担分）	入館者1人当たり平均利用料（利用者負担分）※3
平成21年度	4億1,555万円	144,913人	2,868円	403円
平成22年度	3億9,555万円	154,558人	2,559円	430円
平成23年度	3億9,555万円	164,963人	2,398円	400円
平成24年度	3億9,574万円	181,715人	2,178円	504円
平成25年度	3億7,500万円	208,999人	1,794円	493円

※１　５市が支払う負担金のうち、運営にかかる部分を計上したもので、均等割・人口割・地元負担割からなる。表中の負担金額はすべて決算額。
※２　入館者数には５市以外を含む。
※３　入館料、プラネタリウム・大型映像観覧料等の利用料収入を入館者数で割ったもの。

ご意見・ご感想をお寄せください。
問合せ　財政課☎042（346）9504
FAX 042（346）9513、✉ zaisei@city.kodaira.lg.jp

4月から　特別養護老人ホームの入所対象者が変わります

介護保険制度の改正により、特別養護老人ホームは、居宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設として重点化が図られます。新たに入所される方は、原則として要介護3以上の方に限定されることとなりました。

要介護1または2の方は、次のいずれかの要件に該当し、居宅での日常生活が困難であると認められる場合は、特例的な入所の対象者として申込みができます。

▽認知症であり、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる

▽知的障害・精神障害などを伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さなどが頻繁に見られる

▽家族などによる深刻な虐待が疑われることなどにより、心身の安全・安心の確保が困難である

▽単身世帯である、同居の家族が高齢・病弱であるなどにより家族などによる支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である

申込み後は、今までどおり、要介護3以上の方を含めた申込者全員に対して施設で審査を行い、原則として優先度の高い方から順に入所が決定されます。

問合せ　介護福祉課☎042（346）9823

国民健康保険　正しく保険に加入していますか

小平市に住所がある方（在留期間が3か月を超える外国人の方を含む）は、次の①から④までに該当する方を除き、すべての方が国民健康保険（国保）に加入しなければなりません。

①職場の健康保険、船員保険、共済組合などに加入している方とその被扶養者

②国民健康保険組合に加入している方

③生活保護を受けている世帯の方

④75歳未満で後期高齢者医療制度に加入している方

国保に加入している方で、①から④までに該当することになったときは、国保を脱退する手続きが必要です。ただし、75歳になると後期高齢者医療制度に移行するので、手続きは不要です。

手続き窓口　保険年金課（市役所1階、東部・西部出張所、動く市役所（受付のみ））

※保険年金課では、土曜日の午前8時30分から午後0時15分までも手続きできます（祝日、年末年始を除く）。

問合せ　保険年金課☎042（346）9529

国民健康保険の届け出

国保に加入する場合
・小平市に転入したとき（前住所で国保に加入していた方） ・職場の健康保険をやめたとき ・職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき ・職場の健康保険の加入者が75歳になり後期高齢者医療制度に移ったことに伴い、その被扶養者でなくなったとき ・生活保護を受けなくなったとき ・国保加入世帯に子どもが生まれたとき
国保をやめる場合
・小平市から転出するとき ・職場の健康保険などに加入したとき ・生活保護を受けることになったとき ・死亡したとき
届出期間
・変更事由の発生した日から14日以内 ※届け出が遅れた場合、国保の資格取得日または喪失日は、変更の発生日までさかのぼります。この場合、さかのぼって保険税の課税または還付の対象となります。また、医療費が全額自己負担となる場合があります。

再確認　資源の出し方

昨年11月から、ごみと資源の分別を変更し、資源に分別する品目が増えました。右下表の資源の出し方を再度ご確認ください。

※資源は、ビンごと、カンごとなど、右下表の品目で分け、それぞれ別の袋（透明か半透明）に入れ袋の口をしっかりと閉じてから出してください。

※詳しくは、小平市ホームページや、全戸配布したパンフレットをご覧ください。パンフレットはごみ減量対策課（市役所4階）、市政資料コーナー（市役所1階）、東部・西部出張所、公民館、図書館、地域センターに置いてあります。

問合せ　ごみ減量対策課☎042（346）9535

品目	注意事項
ビン	・中身を空にして（汚れや異物を取り除いて）水で軽くすすぐ ・キャップやふたは、素材でカン、プラスチック容器、燃えないごみへ（ペットボトルのキャップは、プラスチック容器へ）
カン	・キャップのリング・中栓・ラベルはついたままでよい
ペットボトル	・中身を空にして（汚れや異物を取り除いて）水で軽くすすぐ（汚れの落ちないものは、燃えないごみへ）
プラスチック容器	・中身を使い切る（穴開けは不要） ・飲料などの缶とは分けて出す
スプレー缶、ガスカートリッジ缶	・中身を使い切る
ライター	・中身を使い切る
金属製のなべ、やかん、フライパン	・本体が金属であれば、柄や取っ手が木やプラスチックでも資源 ・本体が金属でないもの（土鍋など）は、燃えないごみへ
電池	・ごみに出すおもちゃや電化製品などからも必ず取り出す ・充電式電池は、電気店などのリサイクル協力店の回収ボックスへ
蛍光管	・空き箱に入れるなど、割れないようにする ・白熱電球、ＬＥＤ電球は、燃えないごみへ
水銀体温計、水銀血圧計	・体温計は、ケースに入れたまま出す

リサイクルとコミュニティづくり　資源物の集団回収を始めませんか

地域でのリサイクル活動を推進するため、資源回収補助金制度があります。この制度は、新聞、雑誌、ダンボール、アルミ缶などの資源物を地域の団体（自治会、子供会、高齢クラブ、マンション管理組合など）で集め、資源回収業者に引き渡した量に応じて、市から補助金を受け取ることができるものです。

集団回収は、リサイクル意識を高めるだけでなく、活動に協力し合い、受け取った補助金を団体の活動資金に利用できるなど、コミュニティづくりに役立ちます。

問合せ　ごみ減量対策課☎042（346）9535

にじバスの停留所名称を変更

3月14日（土）から、コミュニティバス（にじバス）の、仲町公民館停留所の名称を、なかまちテラス（仲町公民館・図書館）に変更します。

停留所の場所は、変更ありません。

問合せ　都市開発部公共交通担当☎042（346）9814

小平市国際交流協会

◆英会話教室　前期受講生募集

外国人講師による英会話クラスの受講生を募集します。

日程　左表のとおり

ところ　学園西町地域センター3階

※駐車場はありません。

申込み　3月25日（水）まで（必着）に、往復はがきの往信用裏面に住所、氏名、平日の昼間に連絡の取れる電話番号、希望クラスを、返信用表面に住所、氏名を記入のうえ問合せ先へ（電子メール可。申込み多数の場合は抽選し、3月30日（月）に結果を送付）

※申込みは1人1クラスです。クラス決定後の変更はできません。

問合せ　小平市国際交流協会（〒187－0045　学園西町二丁目12番22号）☎042（342）4488、✉info@kifa-tokyo.jp